

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年九月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第七号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年八 月二十六日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡神川町大字植竹字南中原九百十三 番十二
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	十六・一三
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五・〇〇